

可搬形発電機整備技術者講習会制度に関する規程

制定	昭和 59 年 11 月 30 日
改正	昭和 60 年 9 月 12 日
改正	昭和 61 年 3 月 14 日
改正	平成 5 年 3 月 16 日
改正	平成 9 年 4 月 1 日
改正	平成 16 年 5 月 27 日
改正	平成 18 年 5 月 26 日
改正	平成 25 年 10 月 22 日
改正	平成 28 年 4 月 1 日

第一章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 日本建設機械レンタル協会（以下「建機レンタル協会」という。）が、移動用発電設備の性能維持及び保全管理業務の充実を図る等、自主管理体制の確立を期するため、その保守点検、整備管理の業務に従事する者に対し、可搬形発電機整備技術の資格及び任務を定め、統一した技能向上を図ることを目的とする。

(可搬形発電機整備技術者)

第 2 条 この規程において「可搬形発電機整備技術者（以下「可発整備技術者」という。）」とは、可搬形発電機（以下「可発」という。）に関し、別に定める規程に基づき、点検、整備、管理の業務に従事する者をいう。

(教育研修委員会可発部会)

第 3 条 可発整備技術者の資格審査及び講習と認定等を行うため、建機レンタル協会に教育研修委員会可発部会（以下「可発部会」という。）を置く。

- 2 可発部会員の任命は、建機レンタル協会会長（以下「会長」という。）が行う。
- 3 可発部会に関する必要な事項は別に定める。

第 2 章 可発整備技術者

(任務)

第 4 条 可発整備技術者は、建機レンタル協会の定める整備基準及び関係諸法規に定める基準に基づき適正な整備を行い、可搬形発電機の機能維持と安全の確保に務めなければならない。

(対象及び資格認定の付与)

第 5 条 可発整備技術者の資格認定は、可搬形発電機の点検、整備、管理の業務に従事する者に対し、この規程の定めるところにより会長が付与するものとする。

(講習及び試験)

第 6 条 可発整備技術者の資格認定を取得しようとする者は、建機レンタル協会が行う講習及

び試験を受けなければならない。

2 前項の講習及び試験に関する実施方法並びに必要な事項は、別に定める。

(受講及び受験資格)

第7条 受講及び受験資格の条件は、その基準を細則に定める。

(資格認定取得の手続き)

第8条 第5条の認定を得ようとする者は、別に定める様式1により資格認定取得の手続きをしなければならない。

(講習内容)

第9条 可発整備技術者の講習内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 可発の取扱いに必要な電気の基礎、原動機、交流発電機、励磁装置、付属装置等の主要構成部品並びに材料に関する知識。
- (2) 分解組み立て要領、保守、点検、整備作業並びに機器の取扱い方。
- (3) 発電機の性能、故障と対策、測定機器の取り扱い方。
- (4) 電気事業法及び可搬形発電機に関するその他の関係諸法規。

(試験)

第10条 可発整備技術者資格認定試験（以下「試験」という。）は、可搬形発電機の安全性を確保し、機能整備維持に必要な知識と技能について可発部会の定める試験要領に基づくものとする。

2 前項の試験の方法及び細則は別に定める。

(資格者の登録及び資格証等の交付)

第11条 会長は、可発整備技術者講習会の終了後に実施する試験に合格した者に対し、可発整備技術者の資格を付与するとともに、建機レンタル協会備え付けの可発整備技術者資格登録名簿に登録するものとする。

2 資格の付与は、可発整備技術者資格証（以下「資格証」という。）を交付することにより行う。

3 前項の資格証の交付のほか、別に定めるところにより合格証の交付を行うものとする。

(資格証の有効期限及び更新)

第12条 資格証の有効期限は、資格証交付の日より起算して5年後の交付の日に該当する日の前日までとする。

2 資格証の更新を受けようとする者は、有効期限内に会長の定める再講習（以下「更新講習」という。）を受けなければならない。

3 資格証の更新を受けようとする者は、別に定める様式5により、更新の手続きをしなければならない。

(資格証の更新の延期)

第13条 前条第2項の更新講習において、別に定める不可抗力的な事由により当該更新講習を受けることができない者は、資格証の更新を1年延期することができる。

2 前項の資格者証の更新の延期を行った者の資格証の有効期限については、前条の規定にかかわらず当該資格証の有効期限に延期に伴う期間を加えたものとみなす。なお、当該更新延期者

の次期更新時における有効期限については、前条第1項の規定にかかわらず資格証交付の日より起算して4年後の交付の日に該当する日の前日までとする。

(資格証の再交付)

第14条 資格証を汚損、又は紛失し、再交付を受けようとする者は、別に定める様式4により再交付の申請をしなければならない。

(資格証の記載事項の変更)

第15条 資格証の記載事項に変更が生じた場合は、変更の届出を行わなければならない。

(登録の取り消し)

第16条 会長は、可発整備技術者が建機レンタル協会の名誉を毀損し、又は制度の趣旨に反する行為をした場合は、その資格登録を取り消し、資格証の返納を命ずることができる。

(手数料)

第17条 第8条、第11条、第12条及び第14条に規定する事項に該当する場合は、手数料を建機レンタル協会に納付しなければならない。

2 手数料に関する事項は別に定める。

第3章 雑 則

(規程以外の事項)

第18条 可発整備技術者講習会制度実施のため、この規程に定める以外の必要事項については、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、可発部会に諮問をなし、建機レンタル協会理事会の議を経て会長が行う。

(権限の委任)

第20条 会長は建機レンタル協会理事会の議を経て、可発部会にその権限の一部を委任することができる。

附 則

この規程は、昭和59年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。